

認定社会福祉士制度における 「相談援助実務経験」として認める範囲の考え方について

認定社会福祉士認証・認定機構
認定社会福祉士認定委員会

当機構には「照会制度」を通じて、ご自身の実践が社会福祉士としての相談援助実務経験に該当するかについてのお問い合わせ等が寄せられます。

そこで、認定社会福祉士制度における「相談援助実務経験」として認める範囲の考え方について、以下に整理いたしますので、ご自身の実践が社会福祉士としての相談援助実務経験に該当するのをご確認の上、認定申請を行ってください。

■認定社会福祉士制度における「相談援助実務経験」として認める範囲（詳細は当機構ホームページをご参照ください）。

- (1) 厚生労働省の通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和 63 年 2 月 12 日社庶第 29 号）」別添 1 に定める指定施設機関及び職種
- (2) 認定社会福祉士認証・認定機構が認める業務

ア	矯正施設における相談援助を行っている職員、社会復帰促進センターにおける相談員
イ	一定の要件を満たす独立型社会福祉士として日本社会福祉士会の独立型社会福祉士名簿に登録している者
ウ	(1)に定める指定施設機関における管理職（常勤の役員、施設長、事務長などを含む）
エ	公的機関（公的機関から業務受託を受けた施設機関の受託事業も含む）における相談員
オ	民生委員・児童委員、保護司、家庭裁判所の調停委員
カ	専門職後見人、保佐人、補助人及び成年後見監督人 （ただし、ここでいう専門職後見人とは、社会福祉士の場合、権利擁護センターぱあととあに名簿登録をしていることが必要）

- (3) 上記(1)に定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助を行っているとして認定申請前に機構に照会し承認されたもの

■「相談援助実務経験」として認める範囲の考え方について

以下の項目は、当機構が示す「相談援助実務経験」に該当するかを判断する際の考え方を整理したものです。ご自身の実践がこれらの項目に該当するのをご確認の上、ご判断ください。

なお、これらの項目は、ご自身の実践が「相談援助実務経験」に該当するかを確認するための目安です。すべての項目に該当する場合であっても、申請内容によっては「相談援助実務経験」として認められないことがあります。判断に迷う場合は、認定申請前に当機構の「照会制度」をご利用ください。

① 業務内容に関する項目

- ☐ 社会福祉士の専門性を活かした又は必要とされる相談援助業務であること

- ☐ アセスメント、支援計画、関係機関との連絡調整等、相談援助の過程に携わっていること

② 組織上の位置づけに関する項目

- ☐ 組織内の文書（業務指針、事業内容、職務分掌等）において相談援助業務が位置付けられていること
- ☐ 雇用契約書、辞令等において相談援助業務を担当する職務であることが確認できること

<お問い合わせ先>

認定社会福祉士認証・認定機構（事務局：日本社会福祉士会）

電話：03-3355-6541 E-mail：ninteicsw@jacsw.or.jp